睦合西 地区

| 意見2      | 市内における室内プールの利用料金の減額について  |  |  |
|----------|--|--|--|
| 分野       | 自治会長からの意見  | 回答   | 担当部課                                   |
| 福祉・医療・健康 | (1) 林第1自治会 ■市民は、コロナ禍における「新しい生活様式」を取り入れた生活を送っているが、日々の生活において外出等が規制されている中、運動不足による健康面も懸念される。また、緊急事態宣言等が長期化している影響で、休業や失業等により、収入が減少している世帯が増加していると認識している。こうしたことから、日頃から高齢者等が健康維持等のために利用している室内プールの利用料金について、市内在住の60歳以上及び小・中学生を対象に、平日に限り、半額とすることを検討してほしい。 | ■水泳は子どもから高齢者まで健康増進の一つとして気軽に始めることができるスポーツであり、荻野運動公園には年間を通して御利用いただける屋内25mプール、幼児用プールと7月から8月の夏の期間に御利用いただける屋外プールがあります。現在の使用料は大人410円、小・中学生は210円ですが、当施設独自のサービスとして、20回御利用いただくと1回無料になるポイントカードや通常の使用料よりお得になる回数券がございます。また、65歳以上の方についてはシルバーチケット(保養施設等利用助成金)もありますので、御活用いただければと思います。なお、毎年7月1日から8月31日までの市営水泳プールについては、市内在住または在学の小・中学生の健康増進のため、無料券を配布し御利用いただけます。今後についても、心身ともに健康に過ごせるよう、身体を動かす機会の提供に努めていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降の状況等》 | 【都市整備部】<br>公園緑地課<br>【社会教育部】<br>スポーツ推進課 |

| 分野      | 自治会長からの意見   | 回答   | 担当部課         |
|---------|---|--|--------------|
| 自治会活動関連 | (1) 林第4自治会 ■現在、市ホームページにおける「自治会」のページは、「自治会活動と役員選出の事例、自治会活動補助金、広報紙等印刷物配布手数料、地域集会施設の補助制度、自治会ってどんな団体、自治会に加入するためには、自治会を設立するためには、自治会を法人化するためには」というページがあるが、次のページを作成してほしい。  1 現状におけるページで「《コロナに負けない》自治会活動と役員選出の事例」があるが、船橋市のように、各単位自治会が書面評決をする場合の文書作成例の掲載など、自治会に寄り添ったページを作成してほしい。  2 自治会長が市から依頼を受けて提出する書類等は、公民館経由で書類を受理し、その紙ベースの様式に記載して提出することが大半を占めているが、関係部署からの依頼文、提出期限がわかるようなページを作成してほしい。また、藤枝市のように「各部署別の申請書」「各種要望書」などの一覧のページを作成してほしい。  3 自治会や町内会の役員は、お知らせや会議開催などの通知、決算書の作成などに苦慮している。また、福山市のように自治会の役員が使用できるといる。また、福山市のように自治連のホームページを作成してほしい。 | <ul> <li>1 要望や問合せの多いものについては、市ホームページ又は市自治連のホームページへの掲載等を検討していきます。</li> <li>2 市ホームページに自治会向け申請書のページを作成しました。今後、自治会に依頼する申請書類等については、こちらに掲載します。</li> <li>○掲載先ホーム&gt;申請書ダウンロード&gt;くらし・手続に関する申請書&gt;自治会向けの申請書</li> <li>3 要望や問合せの多いものについては、市ホームページ又は市自治連のホームページへの掲載等を検討していきます。また、市自治連のホームページの掲載内容等については、市自治連と協議しながら進めていきたいと考えています。</li> <li>◆中間報告以降の状況等≫</li> <li>■中間報告以降においても変更等はありません。</li> </ul> | 【協働安全部市民協働推進 |

| 分野     | 自治会長からの意見 | 回答   | 担当部課                                |
|--------|-----------|--|-------------------------------------|
| 公園整備関連 |           | 1 (仮称)睦合水辺公園については、「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」において、「地区の核となる緑の拠点」及び「水と緑の拠点」として位置づけ、河川環境をいかし、睦合地域における市民の憩いや安らぎの場とレクリエーション拠点として配置する方針としています。 | 【都市整備部<br>公園緑地課<br>【社会教育部<br>スポーツ推進 |